

## 別表1 色彩に係る基準について

### 1. 景観に調和する色彩

建築物や工作物の外壁の多くは赤、黄赤、黄の暖色系の色彩が使用されています。特に暖色系の色彩に黒を加えた茶色は自然に調和しやすく、樹皮や枯葉、土などの自然の色と共通性があり温かみを感じられます。一方でその他の緑や青、紫などの寒色系の色彩は建物の外壁として見慣れないため違和感が生じやすいものです。

自然が作る色彩の中で鮮やかなものは、生物や花などの小さなものを除くと、樹木や草の葉があります。自然の緑は彩度3～6で、新緑や紅葉の時期には彩度7程度です。建物なども自然の色に調和するよう、それらの彩度よりも落ち着いたものが色彩基準の目安となっています。そのため色彩基準の彩度の上限に差を設けています。

また、明度についても、背景や周囲の自然と同じ程度となるものが穏やかな景観を作ります。高明度や低明度の色彩の使用の際は、遠方からの見え方や周辺との調和に十分配慮して良好な景観の形成に努めましょう。



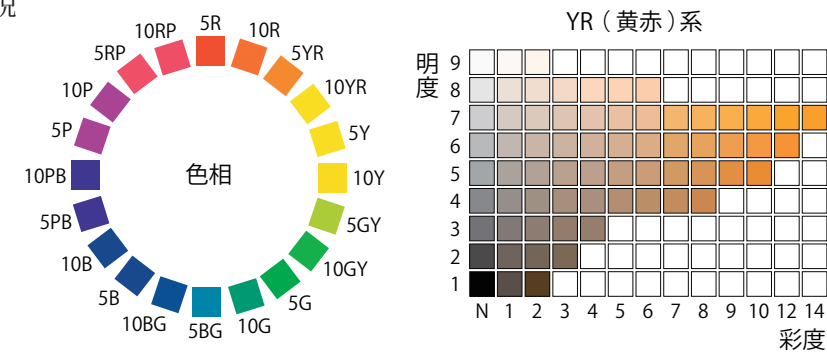
暖色系の色（茶色）を壁に使用した例



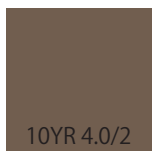
山地の緑

### 2. 色彩の表し方

辰野町景観計画では、色彩を正確に表すための尺度として、マンセル値を使用します。マンセル値とは、マンセル表色系によって決まる色の値で、色の表示方法として一般に広く利用されています。日本では、JIS Z 8721として規格化されています。マンセル表色系では、一つの色彩を「色相」「明度」「彩度」の三つの属性の組み合わせによって表現しています。下の表にそれぞれの説明をします。



色相	色相は赤や青や黄といった色味のことです。色味を赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)とその中間の黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)に分け、さらに10段階に区切ったものを表示方法として用います。
明度	黒を0、白を10として明るさの度合いを表し、色相には関係なく表します。
彩度	鮮やかさを0から16程度までの数値で表します。白や黒、グレーなどの色味がない色(無彩色)を0とし、色が鮮やかになるにつれて数値が高くなります。色相・明度により彩度の上限は異なります。



じゅう ワイアール よん のに  
**10 YR 4.0/2**  
色相 明度 彩度

色の表記法は、上記のように三属性を併せて「色相 明度 / 彩度」と表記します。(無彩色は「N 明度」と記す場合もあります)

### 3. 色彩に係る行為の基準

昨今の景観を構成する素材は、素材技術の発達により、自然素材から人工素材へと大きく変化し、様々な人工の色彩が見られるようになりました。色彩は、景観形成を進める上で重要な要素で、建物の規模や形などと同様に周辺の景観に大きな影響を与えます。そのため、周辺景観に与える影響が大きく、調和の難しい色彩の使用を制限し、良好な景観の形成を図るものとします。

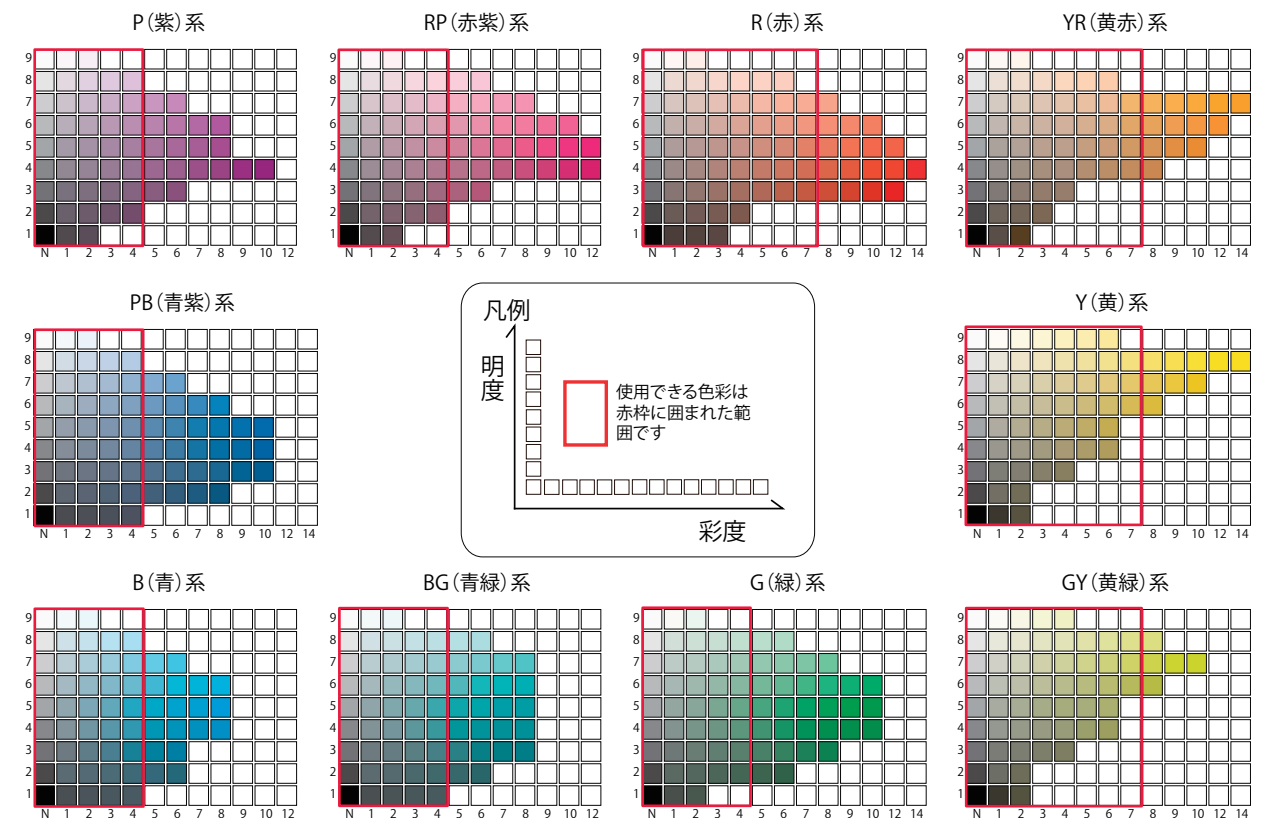
建築物、工作物の屋根及び外壁に使用できる色彩は下記のとおりです(マンセル値による)。なお、小野区の住居地区では、下記の色彩よりも抑えられたものとなるよう努めることとします。

- 赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)の色相においては彩度7以下
- その他の色相においては彩度4以下
- 明度は周辺景観と調和するよう努めること

ただし、次に該当するものはこの限りではありません。

- 外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの
- 表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩
- 地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色
- その他法令等で着色が義務づけられている色彩

#### ■ 色見本による色彩制限の範囲



※本別表に示す色見本は実際と異なる場合があるため、JIS規格による塗装色見本等を参考にしてください。